

第二種金融商品取引業協会 殿

SDGs推進ワーキング・グループ

Jan
2019

サステナビリティをめぐるグローバルトレンド
と当ワーキンググループの今後の課題

PwCサステナビリティ合同会社
パートナー
磯貝 友紀

Agenda

1. サステナビリティをめぐる投資家の動向
2. サステナビリティをめぐる企業の動向
3. 当ワーキンググループの今後の課題(仮説)

1. サステナビリティをめぐる投資家の動向

2015年以降の動き

環境・社会(人権)をめぐり、2015年以来、現代奴隷法制定、SDGs採択、パリ協定合意、G20におけるTCFD最終提言発表などの動きが続き、それに呼応するように、GPIFや投資家のESG投資の流れが加速しています。

Sep 2015 : GPIF PRI 署名

GPIFが国連の責任投資原則(PRI)署名。ESGを考慮した長期的な運用成績の向上を目指す。

Dec 2017: 機関投資家による気候変動情報開示要求

機関投資家225社がグローバル大手企業に二酸化炭素排出削減を求めるイニシアチブ(Climate Action 100+)に参加表明。日本企業10社も集団エンゲージメント対象に。

2018: 化石燃料から投資引揚

米サンフランシスコ市職員退職年金基金(SFERS)や仏保険大手アクサなど 欧米の800を超える機関投資家が、化石燃料やたばこなど環境や健康への負荷が高い企業からの投資の引き揚げを相次いで表明。

Mar 2015 : 現代奴隷法制定

英国でサプライチェーン上の人身取引、強制労働、性的搾取等の奴隷制を特定し、根絶するための手順の報告を求める現代奴隷法(Modern Slavery Act)が採択された。

Sep 2015 : SDGs採択

国連総会で採択された持続可能な開発目標。17のグローバル目標と169のターゲットからなる。

Dec 2015 : パリ協定合意

気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。2020年以降の地球温暖化対策を定めている。2015年COP21で合意され、2016年11月発行。

Jun 2017 : TCFD最終報告


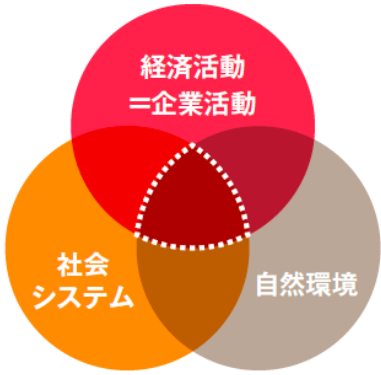

TCFDが、G20サミットにて気候関連のリスクや事業機会に係る開示に関する最終報告書を発表

Sep 2017 : SASBによるTCFD協調

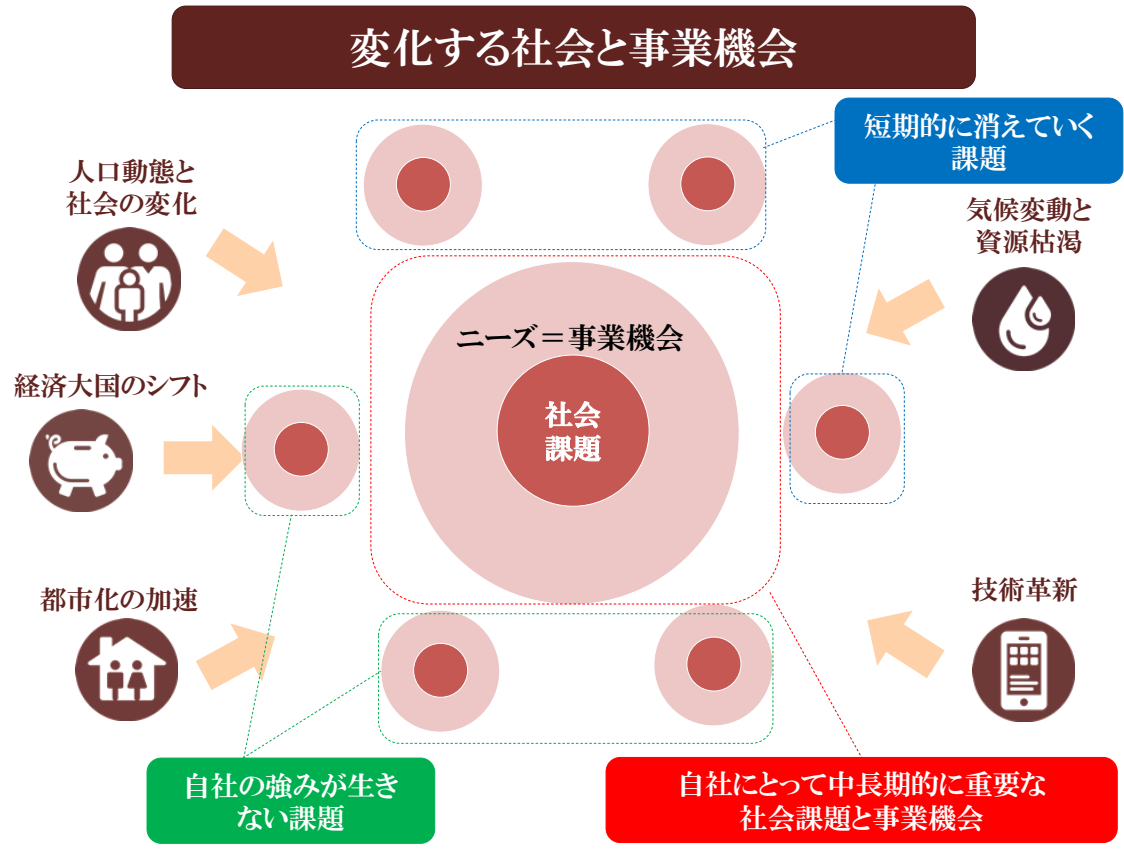
米SASBはTCFDがまとめたガイドラインに沿った情報開示を推進するため協働すると発表。現状のスタンダードとTCFDガイドラインとの差異を分析し、ギャップを埋める作業を開始する。

2. サステナビリティをめぐる企業の動き

CSRからコーポレートサステナビリティへ

第一世代(～1980年代) 「法令順守／リスク管理型CSR」	第二世代(1990年～2000年頃) 「トリプルボトムライン型CSR」	第三世代(2000年代～) 「コーポレートサステナビリティ」
<ul style="list-style-type: none">・法令順守(環境関連法規制など)・リスク管理・社会貢献	<ul style="list-style-type: none">・効率的な操業・説明責任・積極的な情報開示	<ul style="list-style-type: none">・長期的な思考・ステークホルダーマネジメント・課題解決型革新
		
<p>第一世代：自然環境、社会システム、そして企業活動がそれぞれ独立した存在であり、企業活動を実施するにはその近隣の社会や環境に配慮しなければならないという考え方。この考え方のもとでは、「環境」「社会」は「企業活動」にとってのコストでしかない。</p>	<p>第二世代：自然環境、社会システム、そして企業活動がそれぞれ独立した存在であるが、互いに関連する領域があり、企業活動が長期的に持続・成長するためにはそれらの領域に配慮しなければならないという考え方。この考え方のもとでは、「環境」「社会」と「企業活動」が両立するかどうかというトレードオフで物事は判断される。</p>	<p>第三世代：企業のサステナビリティとは、自然環境や社会システムの中で企業活動を長期的に持続・成長させるという考え方。この考え方では「環境」や「社会」は「企業活動」の前提条件であり、自然環境や社会システムの変化に適切に対応することで将来的なリスクを低減し、機会を活用することが重要となる。</p>

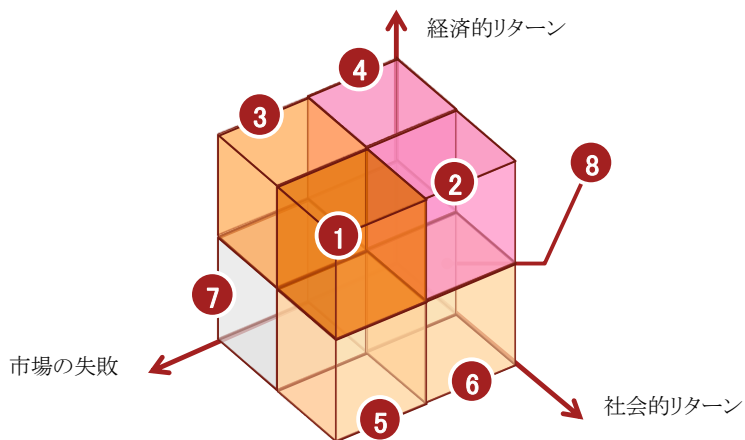
メガトレンド、社会課題、事業機会



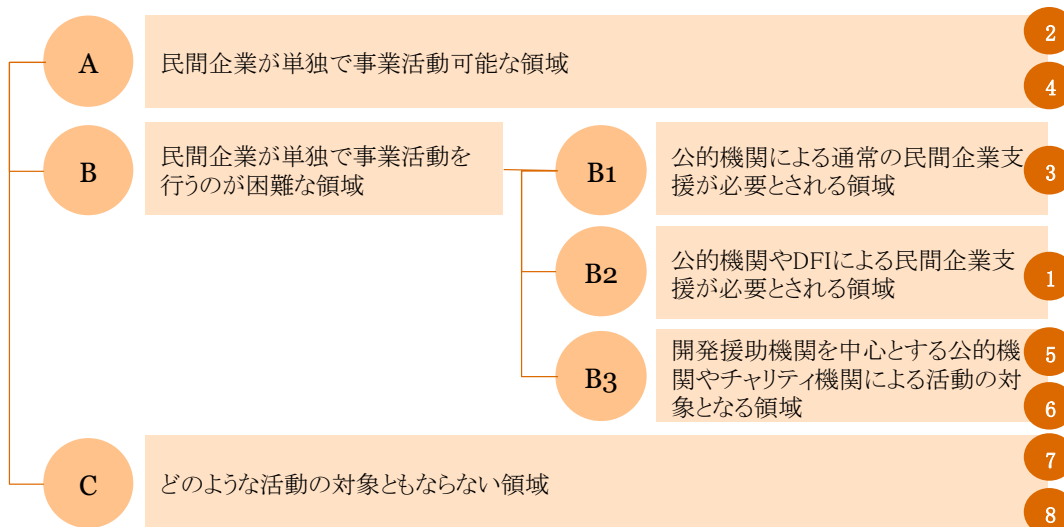
変化する社会の中で、様々な社会課題が生じ、その周りにニーズが生まれます。企業は、そのニーズに答えることで価値を創造します。企業が持続的に価値創造を続け、成長し続けるためには、それらのうち、自社にとって中長期的に重要な社会課題・事業機会を見極める必要があります。

3. 当ワーキンググループの今後の課題(仮説)

投資活動における官民対応領域（仮説）



領域	経済的リターン	社会的リターン	市場の未成熟/機能不全	概要
1	高	高	高	経済的リターンも社会的リターンも高いが、認識し得るリスクが高かったり、情報格差が存在したりするため、民間企業・金融機関の活動が十分でない領域
2	高	高	低	民間企業が単独で事業活動可能な領域
3	高	低	高	経済的リターンは高いが、市場の失敗の度合いが高く、民間企業・金融機関の活動が十分でない領域
4	高	低	低	民間企業が単独で事業活動可能な領域
5	低	高	高	社会的リターンは高いが、様々なリスク要因や情報格差、外部不経済性により、現時点では経済的リターンが低いため、民間企業・金融機関の活動が不活発な領域
6	低	高	低	経済的リターンを生まないため、経済活動の外ではあるが、社会的価値を生むため、社会的活動が必要な領域
7	低	低	高	経済的リターンも社会的リターンも低く、経済活動、社会活動ともに意義のない領域
8	低	低	低	経済的リターンも社会的リターンも低く、経済活動、社会活動ともに意義のない領域



課題と対策（仮説）

A 民間企業が単独で事業活動可能な領域

2

4

- ・ 公的機関が不要なマネーを提供し、市場がゆがめられる⇒公的資金の必要性の再精査

B 民間企業が単独で事業活動を行うのが困難な領域

B1

公的機関による通常の民間企業支援が必要とされる領域

3

B2

公的機関やDFIによる民間企業支援が必要とされる領域

1

- ・ 認知リスク⇒ ①啓蒙
②認知リスクを取り除くための公的資金の投入
- ・ 新しいリスク(技術、ビジネスモデル)に対する資金不足⇒公的資金の投入(公的機関によるfirst-loss capitalテイク)
- ・ 回収が長期にわたる資金の不足⇒公的資金の投入

B 民間企業が単独で事業活動を行うのが困難な領域

B3

開発援助機関を中心とする公的機関やチャリティ機関による活動の対象となる領域

5

6

- ・ 外部不経済を内在化するコストが競争力を阻害する⇒社会的リターンや外部経済の数値化を基に、税制優遇や規制を導入

B 民間企業が単独で事業活動を行うのが困難な領域

B3

開発援助機関を中心とする公的機関やチャリティ機関による活動の対象となる領域

5

6

- ・ チャリティ、VPCへの資金不足⇒社会的リターンの数値化等を基に優遇税制等を導入

お問い合わせ先：

PwCサステナビリティ合同会社

パートナー

磯貝 友紀

yuki.isogai@pwc.com

080-3158-8359

*Long term thinking.
Short term action.
Strategic Sustainability.*

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors

© 2017 PricewaterhouseCoopers Aarata, PricewaterhouseCoopers Co., Ltd., Zeirishi-Hojin PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, PricewaterhouseCoopers Co., Ltd., Zeirishi-Hojin PricewaterhouseCoopers, which are member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.